

第3部 安全とるおいのある快適空間のまちをつくる

第3部－第1 安全で快適な道路の整備

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
都市計画道路整備率	41.9%	43.8%	59.9%	63.6%

三鷹市内における都市計画道路の整備率を示す指標です。現在事業中の都市計画道路のほか、東京外かく環状道路の整備に合わせて施行される周辺都市計画道路の整備により、整備率の向上をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
特定道路(注1)の整備率	63.2%	63.2%	82.6%	85.4%

「特定道路の整備率」により、バリアフリーの道路づくりの進捗状況を示す指標です。道路のバリアフリー化を図ることにより、すべての人にとって安全な道路をめざします。

(注1)特定道路:生活関連経路(生活関連施設(高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設)相互間の経路)を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 道路の計画的整備の推進

(1)都市計画道路網の整備の推進	◎ ①都市計画道路網の整備の推進
(2)「生活道路網整備基本方針」の推進	※ ①「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

2 幹線道路の整備

(1)主要幹線道路の整備	①東八道路の整備の促進
	②調布保谷線の整備の促進
(2)幹線道路の整備	◎ ①都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進
	◎ ②都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進
	◎ ③都市計画道路3・4・11号(北野地区)整備の促進
	◎ ④都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区)整備の促進
	◎ ⑤都市計画道路3・4・3号(北野地区)整備の促進
	◎ ⑥都市計画道路3・4・9号(三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進
	※ ⑦都市計画道路3・4・20号(天文台通り)整備の促進
	※ ⑧都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り)整備の促進
(3)準幹線道路の整備	◎ ①区域内幹線道路第2期整備事業の整備 (「第2部－第6 再開発の推進」参照)
	◎ ②市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備
	③人見街道の整備の促進
(4)幹線道路の交差点等の整備	◎ ①交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進
	②交差点すいすいプラン事業の促進

3 生活道路等の整備

(1)主要生活道路の整備	◎ ①市道第47号線(牟礼地区)等の整備
	②市道第56号線(井の頭地区)の整備

	※ ③市道第41号線の整備
(2)地域生活道路の整備	①狭あい道路拡幅の推進 ②建築指導との連携の強化
(3)遊歩道・緑道の整備	①道路施設のデザイン化の推進

4 バリアフリーの道路づくり

(1)バリアフリーの道路づくりの推進	◎ ①バリアフリーの道路整備の推進
	※ ②架空線の地中化・無電柱化の推進
	※ ③バリアフリー重点整備路線の整備の促進
	④電柱移設等による歩行空間の改善の推進
	⑤歩道の拡幅整備
	⑥ベンチのあるみちづくりの推進
(2)歩行者の安全確保	①不法占用物件の取り締まり強化
	②歩車道分離の推進
	③交通安全施設(道路反射鏡・標識等)の設置管理

5 道路環境の向上

(1)良好な沿道環境の形成	◎ ①街路灯のLED化による省エネルギーの推進
	※ ②生活環境に配慮した舗装の整備
	※ ③幹線道路等における低騒音舗装による整備
	④街路樹・植栽の整備
(2)自転車交通の環境整備	※ ①自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進 ②駐輪場の整備
(3)防災機能の強化	①狭あい道路の拡幅整備
(4)まちづくりと一体となった道づくりの推進	◎ ①「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進
	◎ ②まちづくり推進地区の活用 (「第3部-第3-1 住環境の改善」参照)
	◎ ③地区計画制度等の活用 (「第3部-第3-1 住環境の改善」参照)
(5)道路環境の自主管理方式の導入	※ ①みちパートナー事業の推進

6 維持・管理の充実強化

(1)街路樹の維持管理	①街路樹剪定の実施
(2)道路管理の指導強化	①道路パトロールの充実
	②交通管理者との連携の強化
(3)公共基準点の管理保全	①公共基準点の管理保全
(4)橋梁の再生・整備	◎ ①橋梁長寿命化修繕計画の推進

7 推進体制の整備

(1)道路行政の推進	◎ ①法定外公共物の利活用の推進
	※ ②地籍調査の実施
	③道路用地取得の推進
(2)広域的道路行政への取り組み	◎ ①東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請
(3)道路づくり等における市民参加手法の検討	※ ①道路づくり等における市民参加手法の検討
(4)バリアフリーの推進体制の整備	①バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実

Ⅲ 主要事業

1-(1)-① 都市計画道路網の整備の推進

三鷹市は、近隣市と比較して都市計画道路の整備が遅れている状況にあります。このことは、都市の骨格形成や交通ネットワーク等に大きな影響があるため、重点的に整備を促進します。また、平成 28 年度からは都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画(注2))に基づき、東京都及び近隣市区とも連携して都市計画道路網の整備の推進を図ります。

(注2)東京都と特別区 26 市2町が、平成 28 年3月に策定予定の「東京における都市計画道路の整備方針」(第4次事業化計画)です。

2-(2)-① 都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備の促進

三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間(約 235m)を新みちづくり・まちづくりパートナー事業(市が、東京都から委託を受け、測量、用地取得を行い、整備を自費工事として実施する事業)を活用して整備を進めます。

また、下連雀七丁目交差点～狐久保交差点付近間(約 780m)については、東京都が街路事業に着手しており、引き続き、連雀通りまちづくり協議会等の提案を踏まえ調整を図りながら事業を促進します。

2-(2)-② 都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)整備の促進

人見街道～連雀通り間(約 466m)について、交通ネットワークの形成による交通環境の向上や、延焼遮断帯の形成等防災震災対策に資することを目的として、幅員 16mの都市計画道路を整備します。

2-(2)-③ 都市計画道路3・4・11号(北野地区)整備の促進

2-(2)-④ 都市計画道路3・4・12号(牟礼・北野地区)整備の促進

2-(2)-⑤ 都市計画道路3・4・3号(北野地区)整備の促進

東京外かく環状道路周辺の都市計画道路3路線について、第3次事業化計画(注3)による優先整備路線に指定されているとともに、東京外かく環状道路の「対応の方針」において、本線の事業と合わせて整備する旨の回答を東京都から得ており、整備の促進を要望します。

(注3)東京都と 26 市2町が、平成 18 年4月に策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針」(第3次事業化計画)です。

2-(2)-⑥ 都市計画道路3・4・9号(三鷹通り～武蔵野市境)整備の促進

第3次事業化計画による優先整備路線に指定しています。今後も地域の防災対策等の向上に係る検討や事業化に向けた取り組みを推進します。

2-(3)-② 市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)の整備

三鷹台駅前通りのバリアフリー化に向けて、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)の整備を引き続き行います。

2-(4)-① 交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進

三鷹市を東西に貫く山中通りは、市民にとって主要な道路となっていますが、部分的に歩道が設置されている箇所についても片側歩道の整備にとどまっていることや、交差点部において右折レーンが設置されていないなどの課題があります。都市計画道路事業として整備するには長い事業期間と多額の事業費が必要となることから、事業効果が早期に発現する主要交差点部分の整備を先行して行います。

3-(1)-① 市道第 47 号線(牟礼地区)等の整備

牟礼団地の建替えに伴い UR 都市機構が東西道路の整備を平成 23 年度から平成 24 年度に進めました。さらに、都市計画道路3・4・13号の事業進捗に合わせ、市道第 47 号線(牟礼地区)の整備を進めています。

4-(1)-① 架空線の地中化・無電柱化の推進

無電柱化の目的は、安全で快適な歩行空間の確保・良好な都市景観の創出及び都市防災機能の強化等です。電線共同溝等地中化による無電柱化のほか、地中化による無電柱化が困難な箇所にも柔軟に対応するため、裏配線や軒下配線等の地中化以外による無電柱化についても検討します。これまで都市計画道路3・4・19号(調布基地跡地周辺)の整備を完了したので、引き続き都市計画道路3・4・13号(牟礼地区)、市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)の2路線を対象として整備を進めます。

5-(1)-① 街路灯の LED 化による省エネルギーの推進

街路灯の照度を確保しつつ、省エネルギー化を推進していくため、リース方式による LED 化を図ります。

5-(4)-① 「あんしん歩行エリア」の整備手法を活用した全市的な整備の推進

交通死傷事故の多い上連雀・下連雀地区が、国から「あんしん歩行エリア」に指定されたことを受け、交通事故の抑制をめざして、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて整備を行いました。また、平成 20 年度に「次期あんしん歩行エリア」に再度指定され、平成 23 年度から平成 24 年度に整備を拡充しました。

今後は、「あんしん歩行エリア」に指定されていない地域についても、「あんしん歩行エリア」で行う整備手法を活用して安全対策を積極的に推進します。

6-(4)-① 橋梁長寿命化修繕計画の推進

平成 26 年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」や橋梁現況調査結果等に基づき橋梁の点検・修繕等を推進するとともに、老朽化した橋梁の架け替え等も行いながら、安全性を確保した効率的な維持保全を図ります。

宮下橋架け替えについては、現在、宮下橋より約 270m先で市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)整備が事業中であるため、交通安全等を考慮して、同事業完了後に整備を推進していきます。

架け替えにあたっては、環境への配慮、周辺景観との調和や、周辺住民、通行人及び通行車両に配慮し丁寧に進めます。

7-(1)-① 法定外公共物の利活用の推進

平成 20 年度から平成 21 年度にかけて隣接土地所有者を対象に行った意向調査等のアンケート調査結果や地域特性を踏まえて、適正な管理とともに積極的に利活用を図ります。

7-(2)-① 東京外かく環状道路等に対する検討と国等への要請

市は、中央ジャンクション蓋かけ上部空間等の整備や周辺の都市計画道路等の整備など国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実施されるよう、国・東京都に強く要請します。また、工事期間中の交通安全対策及び防犯対策等を話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民との協働により運営し、地域の安全・安心の対策に取り組みます。多岐にわたる課題について、引き続き柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点で検討し、東京外かく環状道路事業が適切に進捗していくよう国等に要望します。

IV 推進事業

1-(2)-① 「生活道路網整備基本方針」に基づく生活道路の整備

「生活道路網整備基本方針」に基づき、生活道路の計画的整備を図ります。歩道の拡幅、段差の解消、ベンチの設置などのバリアフリー化、幹線道路、まちづくり推進地区、地区計画、開発指導と連携した生活道路とのネットワーク化、建築指導と連携した道路の沿道の不燃化など、良好な景観に配慮した安全で快適な生活道路の整備を推進します。

2-(2)-⑦ 都市計画道路3・4・20号(天文台通り)整備の促進

2-(2)-⑧ 都市計画道路3・4・14号(吉祥寺通り)整備の促進

4-(1)-② バリアフリーの道路整備の推進

4-(1)-③ バリアフリー重点整備路線の整備の促進

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」に基づき、都道などの幹線道路の整備に取り組みます。

3-(1)-③ 市道第41号線の整備

杏林大学井の頭キャンパスの開設に伴うバス路線の延伸や周辺道路環境の向上を図るため、交通管理者との協議を進め、安全確保に努めます。

5-(1)-② 生活環境に配慮した舗装の整備

5-(1)-③ 幹線道路等における低騒音舗装による整備

生活環境を改善するために透水性舗装、遮熱性舗装、熱交換性舗装等も採用して整備を進めます。さらに、幹線道路等の振動や騒音等に対応するため、低騒音舗装を積極的に採用します。

5-(2)-② 自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進

市では、かえで通りに自転車道の整備を行いました。東京都も東八道路や調布保谷線に自転車走行空間の整備を行うとともに、他の路線においても順次整備を進めてきていることから、東京都、三鷹市、府中市、調布市、小金井市による「自転車走行空間に関する協議会」で、シンボルカラーやサインなどの統一を図ることやネットワーク化の研究に取り組んでいます。

あわせて、東京都が進める、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた自転車推奨ルートの取り組みについても推進していきます。

5-(5)-① みちパートナー事業の推進

周辺住民等との協働により、市内の道路を対象に日常的な美化活動を行い道路を美しく保つとともに、参加を通じて美化推進意識の向上を図ります。登録団体、清掃区域の拡大をめざします。

7-(1)-② 地籍調査の実施

地籍調査の都内着手率は平成26年度で約79%ですが、三鷹市は、平成22、24年度に国の制度を活用して「都市部官民境界基本調査」を実施しました。これは、地籍調査の基礎資料となる測量作業です。平成27年度から「都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)」に着手します。

7-(3)-① 道路づくり等における市民参加手法の検討

東京外かく環状道路中央ジャンクション部において、良好な住環境や農環境等の維持及び創出を図るため地区計画などの都市計画制度を活用するとともに、蓋かけ部分を含むジャンクション上部の利用方法及び周辺のみちづくり・まちづくりについて、平成27年度に「北野の里(仮称)まちづくり方針」を策定します。まちづくり方針で示す各取組については、市民参加による検討を行うなど、新たな北野の中心となるような拠点づくりを市民及び関係機関との協働によりめざしていきます。また、北野の里(仮称)の具現化に向け、北野の里(仮称)まちづくり方針に基づき、まちづくり整備計画を策定

します。

外環ノ2の整備に必要な環境対策等については、市民意見及び三鷹市の意見を十分尊重し、地域特性に合わせた適切な対応を図るため、東京都へ要請するとともに、市民意見が反映できる手法を東京都と検討します。